

## 令和7年度補正予算におけるスポーツ団体に対する補助（案）について

### 1. 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 12,700,000千円

大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会に対し、大会の準備又は運営に要する経費のうち、共生社会の実現に資するアジアパラ大会の開催関連経費、アジア大会の安全な実施に伴う経費として警備関係経費の一部を補助する。

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| (1) アジアパラ大会の開催関連経費事業 | 9,500,000千円 |
| (2) 警備関係経費事業         | 3,200,000千円 |

#### （参考）アジア・アジアパラ競技大会概要

	アジア競技大会	アジアパラ競技大会
主催者	アジア・オリンピック評議会(OCA)	アジアパラリンピック委員会(APC)
運営組織	(公財) 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会(AINAGOC)	
開催期間	2026年9月19日～10月4日	2026年10月18日～24日
開催都市	愛知県、岐阜県、大阪府、静岡県、東京都	
参加国・地域	アジア45の国と地域	
参加者数	最大15,000人（選手・役員）	3,600～4,000人（選手・役員）
実施競技	41競技	18競技

(参考)

## 参 照 条 文

○スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抄）

（国の補助）

第三十三条（略）

2（略）

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聞くことを要しない。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

○スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 スポーツ基本法（以下「法」という。）第九条第二項の審議会等で政令で定めるものは、スポーツ審議会とする。

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（スポーツ審議会）

第九十一条 スポーツ庁に、スポーツ審議会を置く。

2 スポーツ審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二（略）

三 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

3（略）